意見聴取要請(平成25年7月16日現在)

平成25年7月16日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

Ⅰ. 食品案基本法第24条第1項の規定に基づく案件

〇 承認、再審査申請に係る案件

番号	申請日等	案件	承認又は 再審査	審議状況
1	平成16年10月29日付け	エンロフロキサシンを有効成分とする製造	再審査	審議中
	16 消安第 5870 号	用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤	※ 1	
		(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤	※ 2	
		(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の		
		注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射		
		液、同10%注射液		
		オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水	再審査	審議中
		添加剤(オキサルジン液)	※ 1	
		アンピシリンナトリウムを有効成分とする	再審査	審議中
		牛の注射剤(注射用ビクシリン)		
		チアンフェニコールを有効成分とする牛及	再審査	審議中
		び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシ	※ 1	
		ット注射液)		
2	平成17年3月11日付け	フロルフェニコールを有効成分とする牛の	再審査	審議中
	16 消安第 9969 号	注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注	※ 1	
		射剤(フロロコール 100 注射液)		
3	平成17年4月11日付け	オルビフロキサシンを有効成分とする豚の	承認	審議中
	17 消安第 66 号	飲水添加剤	※2	
		セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の	再審査	審議中
		注射剤(エクセネル注)	※ 1	
4	平成17年8月5日付け	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とす	再審査	審議中
	17 消安第 4663 号	る牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注	※ 1	
		用))		
		スルファメトキサゾール及びトリメトプリ	再審査	審議中
		ムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用		
		シノラール液)		
		セファピリンベンザチンを有効成分とする	再審査	審議中
		製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキ		
		ン」)、牛の乳房注入剤(KPドライー5G)		
		及びセファピリンナトリウムを有効成分と		
		する牛の乳房注入剤 (KPラックー5G)		

5	平成 18 年 4 月 21 日付け	ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経	再審査	審議中
	17 消安第 13900 号	口投与剤 (インフェック 10%液) 及び豚の経	※ 2	
		口投与剤(インフェック2%散)		
6	平成 19 年 1 月 12 日付け	フロルフェニコールを有効成分とする牛の	承認	審議中
	18 消安第 10556 号	注射剤(ニューフロール)	※ 1	
7	平成20年1月11日付け	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射	再審査	審議中
	19 消安第 12021 号	剤 (コバクタン/セファガード)	※ 1	
8	平成20年6月2日付け	トビシリンを有効成分とするすずき目魚類	再審査	審議中
	20 消安第 2469 号	の飼料添加剤(水産用フジペニン40、水産		
		用フジペニン20、水産用フジペニンP)		
9	平成22年2月1日付け	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の	再審査	審議中
	21 消安第 11727 号	注射剤(エクセネル注)	※ 1	

^{※1} 薬剤耐性菌を介した評価についてのみ審議中

※2 牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤の薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価についてのみ終了。

〇 残留基準値設定に係る案件

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	平成 17 年 4 月 11 日付け厚生 労働省発食安第 0411002 号	オルビフロキサシン	動物用医薬品	審議中
2	平成 17 年 9 月 13 日付け厚生 労働省発食安第 0913003 号	アンピシリンナトリウム	動物用医薬品	審議中
3	平成 17 年 9 月 13 日付け厚生 労働省発食安第 0913011 号	スルファメトキサゾール	動物用医薬品	第 74 回以降 審議予定
4	平成 17 年 9 月 13 日付け厚生 労働省発食安第 0913011 号	トリメトプリム	動物用医薬品	第 74 回以降 審議予定
5	平成 17 年 9 月 13 日付け厚生 労働省発食安第 0913012 号	セファピリン(ベンザチン、ナトリ ウム)	動物用医薬品	審議中
6	平成20年6月2日付け厚生労 働省発食安第0602008号	トビシリン	動物用医薬品	審議中
7	平成24年9月5日付け厚生労 働省発食安0905第1号	エトキシキン	飼料添加物	第 73 回審議

Ⅱ. 食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく案件

〇 食品衛生法第11条第1項の規定に基づく案件

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	平成 18 年 7 月 18 日付け厚生 労働省発食安第 0718011 号	オルビフロキサシン	動物用医薬品	審議中
2	平成 18 年 7 月 18 日付け厚生	アンピシリン	 動物用医薬品	 審議中
	労働省発食安第 0718018 号		划 加州区未加	11000000000000000000000000000000000000
3	平成 18 年 7 月 18 日付け厚生	スルファメトキサゾール	 動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0718025 号		3313713E-X-HI	審議予定
4	平成18年7月18日付け厚生	トリメトプリム	 動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0718026 号			審議予定
5	平成18年7月18日付け厚生	セファピリン	動物用医薬品	審議中
	労働省発食安第 0718027 号			
6	平成18年10月16日付け厚生	ノルフロキサシン	動物用医薬品	審議中
	労働省発食安第 1016002 号			
7	平成18年12月18日付け厚生	アモキシシリン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 1218004 号			審議予定
8	平成19年2月5日付け厚生労	スルフイソゾール	動物用医薬品	第 74 回以降
	働省発食安第 0205010 号			審議予定
9	平成 19 年 3 月 19 日付け厚生	スルファチアゾール	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0319001 号			審議予定
10	平成 19 年 3 月 19 日付け厚生	スルファジメトキシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0319005 号			審議予定
11	平成 19 年 3 月 19 日付け厚生	スルファモノメトキシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0319006 号			審議予定
12	平成 19 年 5 月 22 日付け厚生	フェノキシメチルペニシリン	動物用医薬品	審議中
	労働省発食安第 0522006 号			
13	平成 19 年 8 月 28 日付け厚生	ジクロキサシリン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0828004 号			審議予定
14	平成21年3月10日付け厚生	ナナフロシン	動物用医薬品	審議中
	労働省発食安第 0310003 号			
15	平成22年2月15日付け厚生	クロキサシリン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 84 号			審議予定
16	平成 22 年 2 月 15 日付け厚生	フラボフォスフォリポール	飼料添加物	意見募集終了
	労働省発食安第 0215 第 87 号		動物用医薬品	<u></u>
17	平成 22 年 3 月 19 日付け厚生	フルメキン	動物用医薬品 	第 74 回以降
40	労働省発食安第 0319 第 8 号		A7461271-47	審議予定
18	平成 22 年 3 月 19 日付け厚生	モランテル	飼料添加物	意見募集中
	労働省発食安第 0319 第 10 号		動物用医薬品	

19	平成 23 年 1 月 20 日付け厚生	ゲンタマイシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0120 第 12 号			審議予定
20	平成 23 年 1 月 20 日付け厚生	スピラマイシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0120 第 13 号			審議予定
21	平成 23 年 1 月 20 日付け厚生	クロラムフェニコール	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0120 第 14 号			審議予定
22	平成23年1月20日付け厚生	セフロキシム	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安第 0120 第 15 号			審議予定
23	平成24年1月19日付け厚生	スルファジミジン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安 0119 第 12 号			審議予定
24	平成24年7月18日付け厚生	サリノマイシン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安 0718 第 14 号		動物用医薬品	審議予定
25	平成24年7月18日付け厚生	スペクチノマイシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安 0718 第 15 号			審議予定
26	平成24年7月18日付け厚生	センデュラマイシン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安 0718 第 16 号		動物用医薬品	審議予定
27	平成24年7月18日付け厚生	バシトラシン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安 0718 第 17 号		動物用医薬品	審議予定
28	平成24年8月21日付け厚生	カルバドックス	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安 0821 第 13 号			審議予定
29	平成24年8月21日付け厚生	サラフロキサシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安 0821 第 14 号			審議予定
30	平成24年8月21日付け厚生	ネオマイシン	動物用医薬品	第 74 回以降
	労働省発食安 0821 第 15 号			審議予定
31	平成24年8月21日付け厚生	ブチルヒドロキシアニソール	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安 0821 第 16 号			審議予定
32	平成24年9月5日付け厚生労	エトキシキン	飼料添加物	第 73 回審議
	働省発食安 0905 第 1 号			
33	平成 25 年 3 月 12 日付け厚生	ハロフジノン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安 0312 第 19 号		動物用医薬品	審議予定
34	平成25年3月12日付け厚生	ラサロシド	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安 0312 第 19 号		動物用医薬品	審議予定
			1	

〇 対象外物質

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	平成22年2月15日付け厚生	カルシフェロール	飼料添加物、	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 55 号		動物用医薬品	審議予定
2	平成22年2月15日付け厚生	βーカロテン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 56 号			審議予定
3	平成22年2月15日付け厚生	トコフェロール	飼料添加物、	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 57 号		動物用医薬品	審議予定
4	平成22年2月15日付け厚生	メナジオン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 58 号			審議予定
5	平成22年2月15日付け厚生	レチノール	飼料添加物、	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 59 号		動物用医薬品	審議予定
6	平成22年2月15日付け厚生	クエン酸	飼料添加物、	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 60 号		動物用医薬品	審議予定
7	平成22年2月15日付け厚生	酒石酸	飼料添加物、	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 61 号		動物用医薬品	審議予定
8	平成22年2月15日付け厚生	乳酸	農薬、飼料添加物、	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 62 号		動物用医薬品	審議予定
9	平成22年2月15日付け厚生	アスタキサンチン	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 63 号			審議予定
10	平成22年2月15日付け厚生	β $-$ アポ $-$ 8 $^{'}$ $-$ カロチン酸エチル	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 64 号	エステル		審議予定
11	平成22年2月15日付け厚生	トウガラシ色素	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 65 号			審議予定
12	平成22年2月15日付け厚生	マリーゴールド色素	飼料添加物	第 74 回以降
	労働省発食安第 0215 第 66 号			審議予定

Ⅲ. 食品安全法第24条第3項の規定に基づく案件(薬剤耐性菌)

番	申請日等	案件	審議状況
号	中胡口寺	米 什	台球1人/儿
1	平成 15 年 12 月 8	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の	
	日付け 15 消安第	規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料	
	3979 号	添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択さ	
		れる薬剤耐性菌について	
		【飼料添加物】	
		亜鉛バシトラシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウム	第 74 回以降
		オキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、	審議予定
		クロルテトラサイクリン、セデカマイシン、デストマイシン A、	
		バージニアマイシン、ビコザマイシン、硫酸コリスチン、リン酸	
		タイロシン、アンプロリウム、エトパベート、スルファキノキサ	
		リン、クエン酸モランテル、デコキネート、ナイカルバジン、ハ	
		ロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	
		マビニマノン ハーニギフ・マフ・ロギール	
		アビラマイシン、フラボフォスフォリポール	審議中
		アヒラマイシン、フラボフォスフォリボール	審議中
		楽事法第 14 条第 1 項 (第 23 条において準用する場合を含む。) の	審議中
			審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の	審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の 規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添	審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の 規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添 加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐	審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の 規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添 加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐 性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規	審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択さ	審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択さ	審議中
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について	
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について 【動物用医薬品】	
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について 【動物用医薬品】 アミノグリコシド系抗生物質、テトラサイクリン系抗生物質、ペ	第 74 回以降
		薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について 【動物用医薬品】 アミノグリコシド系抗生物質、テトラサイクリン系抗生物質、ペプチド系抗生物質、マクロライド系抗生物質、安息香酸ビコザマ	第 74 回以降